

## 和歌山県地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 将来にわたる地域公共交通ネットワークの維持・確保並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、和歌山県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し、必要な協議を行うため、和歌山県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域間幹線系統（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97条、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に定められる要件を満たす路線バス系統）に関すること。
- (4) 原則として複数の市町村にまたがる生活交通の確保方策及びあり方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (構成及び任期)

第3条 協議会は、別記1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定に関わらず、令和4年度に委嘱する委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
- 4 委員の欠員を生じた場合、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は和歌山県地域振興部長を、副会長は近畿運輸局和歌山支局長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、総委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、第2条第3号及び第4号に規定する事項について、本条第2項及び前項の規定によらず、別記2に掲げる者全てからの合意が得られる場合は、協議会の決定とすることができる。
- 6 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 7 協議会は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第6条 協議会には、第2条の各号に掲げる事項に関して、地域における協議等を行うため、地域部会を設置する。

2 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 協議会には、会長は、第2条の各号に掲げる事項に関して、特定の事項に関する検討、調整を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課に事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

〔別記1〕・・・和歌山県地域公共交通活性化協議会委員（第3条関係）

- 1 和歌山県地域振興部長
- 2 各市町村交通行政担当課長
- 3 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社総務担当課長
- 4 南海電気鉄道株式会社総務担当部課長
- 5 和歌山電鐵株式会社総務担当部長
- 6 和歌山バス株式会社代表者
- 7 和歌山バス那賀株式会社代表者
- 8 南海りんかんバス株式会社代表者
- 9 大十バス株式会社代表者
- 10 有田鉄道株式会社代表者
- 11 中紀バス株式会社代表者
- 12 龍神自動車株式会社代表者
- 13 明光バス株式会社代表者
- 14 熊野御坊南海バス株式会社代表者
- 15 奈良交通株式会社代表者
- 16 三重交通株式会社代表者
- 17 公益社団法人和歌山県バス協会会長
- 18 和歌山県交通運輸産業労働組合バス部会長
- 19 一般社団法人和歌山県タクシー協会会長
- 20 一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会会長
- 21 和歌山河川国道事務所長
- 22 紀南河川国道事務所長
- 23 和歌山県県土整備部道路局道路保全課長
- 24 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会事務局長
- 25 一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会会長
- 26 和歌山県高等学校PTA連合会会長
- 27 近畿運輸局交通政策部長
- 28 近畿運輸局自動車交通部長
- 29 近畿運輸局和歌山運輸支局長
- 30 和歌山県警察本部交通部交通企画課長
- 31 公益社団法人和歌山県観光連盟事務局長
- 32 学識経験者（若干名）

[別記2]・・・第5条第5項に規定する者

- 1 和歌山県地域振興部長
- 2 関係市町村交通行政担当課長
- 3 関係路線バス事業者代表者
- 4 公益社団法人和歌山県バス協会会長
- 5 和歌山県交通運輸産業労働組合バス部会長
- 6 一般社団法人和歌山県タクシー協会会長
- 7 一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会会長
- 8 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会事務局長
- 9 一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会会長
- 10 和歌山県高等学校PTA連合会会長
- 11 近畿運輸局交通政策部長
- 12 近畿運輸局自動車交通部長
- 13 近畿運輸局和歌山運輸支局長